

施行日

民法等の一部を改正する法律

● 民法改正関係 P.6~7

令和5年4月1日

● 不動産登記法改正関係 P.3~4

次のとおり、段階的に順次施行予定

- 相続登記の申請の義務化関係は、令和6年4月1日
- 住所等の変更登記の申請の義務化、所有不動産記録証明制度関係は、令和8年4月までに施行(具体的な日は今後政令で定められます。)
- その他は、令和5年4月1日

それぞれのページにも
施行時期を書いているので
チェックしてみてね!



相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律

● 相続土地国庫帰属制度関係 P.5

令和5年4月27日

問合せ先

☎ 03 - 3580 - 4111

法務省民事局

参事官室(民法改正関係)

民事第二課(不動産登記法改正関係・相続土地国庫帰属法関係)

各法務局のホームページは、https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kakukyoku_index.html



①新制度について



②帰属制度について



③相続登記について

- 裁判所への申立てをするための手続や必要書類等については、

最寄りの裁判所

<https://www.courts.go.jp>

- 法制度や相談窓口についてのお問い合わせは、

日本司法支援センター(法テラス)

<https://www.houterasu.or.jp/>

法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし
0570 - 078374

(平日9:00~21:00 土曜日9:00~17:00 祝日・年末年始を除く)

(※IP電話からは 03-6745-5600)

- 専門家(弁護士・司法書士・土地家屋調査士)に相談したい場合は、

日本弁護士連合会のホームページ(法律相談のご案内)

https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/isan_souzoku/index.html

日本司法書士会連合会のホームページ(登記手続のご案内)

https://www.shiho-shoshi.or.jp/inheritance_lp

相続登記相談センター(予約受付フリーダイヤル)

いさんのなやみに
0120 - 13 - 7832

(平日10:00~16:00 年末年始・お盆期間を除く)

日本土地家屋調査士会連合会のホームページ(表示に関する登記のご案内)

<https://www.chosashi.or.jp/>

